

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 天 満 警 察 署 協 議 会
開 催 日 時		令和6年6月24日（月）午前10時2分から 午前10時55分までの間
開 催 場 所		大阪府天満警察署 6階講堂
出 席 者	委 員	山田会長 大宮委員 霞流委員 野村委員 小島委員 岡委員 北井委員
	警 察	署 長 副署長 総務課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 昨年12月の協議会から半年が過ぎました。 皆様いかがお過ごしでしょうか。 今年は梅雨入りも遅く暑い日々が続き、6月下旬になってようやく梅雨入りが告げられるという天候不順が続いております。 皆様におかれましては、充分にお体だけは留意されます様お願い申し上げます。 この地域は例年梅雨が明けると、大阪の夏の一大イベントである天神祭りが開催されます。 祭りに関わる私としましても、無事事故なく全ての祭事が終えられことを祈るばかりです。 天満署の皆様も、天神祭りの祭礼警備に従事される事と思います。 大変暑い中ではありますが、祭りの成功に尽力いただきたいと思います。 今の協議会ではこの春に着任されました署長をはじめ幹部の多くの方が異動され、今回互いに初めてお会いする訳でございますが、協議会委員一丸となって天満署を盛り上げ協力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。 2 署長挨拶 署長室に歴代署長の名前が刻まれた額がございます。 それを見ておりましたら天満署は明治16年に創設され、以降141年の歴史があり、私で97代目の署長になります。 改めて歴史の重みと政治、経済、文化の中心のこの地で勤務する重みを噛み締めているところであります。 会長はじめ委員の皆様には、平素より警察業務全般にわたり、御理解と御協力をいただいております。 改めてお礼申し上げます。 私が3月に赴任して以来署員は大いに頑張ってくれています。 何件か御紹介しますと、連続して発生していた少女に対する抱きつき事案がございまして、これを早期に解決いたしました。 また強盗事件が2件ほどございましたが、これも早期に解決してくれました。 また最近ニュースにも取り上げられましたが北新地でのバーで中国人等による昏酔強盗事件が多発しておりました。

議 事 概 要

これは本部の捜査一課と一緒に無事解決することが出来ました。
過去2、3年にわたり発生しており、余罪事件は多数にのぼり、当署としても懸案事項でありましたが解決することが出来ました。
交通課においては、この直近1年間の交通死亡事故がゼロということで、本部長賞を受賞することとなっています。
このように署員は非常に一致団結し頑張ってくれています。
本日の協議会では委員の皆様から率直な御意見をいただき、我々の業務に反映させていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

3 業務説明

- (1) 生活安全課
犯罪発生状況について
- (2) 警備課
災害対策について

4 質疑応答

【委員】

- (1) 天神橋北詰の松屋町筋と交差する一方通行道路についての質問です。

この辺りでは松屋町筋と交わる道路は大川沿いのみが両方向車の通行が可能です、この東西道路と並行して北側にある3つの細街路がいずれも西行きの一方通行です。

3つの道路がいずれも同一方向のため使い勝手が悪いと感じます。いずれか一つでも東行きだと良いと思いたいがいかがですか。

- (2) 幹線道路と細街路が交わる信号機の無い交差点について質問です。先の質問で上げた西行きの一方通行道路3つの内、一番南側の一方通行道路は松屋町筋に出ると信号機の無い交差点になっています。

この交差点から松屋町筋の流れに沿って左折、南下する際は良いのですが、この交差点は直進可となっており松屋町筋を横切ること出来ます。

ところが信号機も無く5車線もある大きな松屋町筋を横断する時には恐怖を覚えます。

なんらかの対策をお願いします。

【警察】

(パワーポイントにより地図を表示し委員指摘の3本の一方通行道路と交差点の確認)

普通一方通行道路は長い距離にわたり規制をかけるものなのですが、3本の一方通行道路の長さはそれぞれ100メートルにも満たない長さです。このような付け方は住区内への車が入ってくるのを避けるために行われている様なことが多いです。

記録を確認すると、昭和50年から51年にかけてそれぞれ西行の一方通行道路になっています。

それまではそれぞれ相互通行だったと思われます。

一方通行にした理由は住民からの御要望があったという風に記録が残されています。

これを西行きにしたのは、松屋町筋をずっと北から下ってきた際に、天神橋北詰交差点の赤色信号を見て中に入り込んでショートカットしようとする車が多かったために西行きの一方通行規制をかけたのだと思われます。

交通規制は交通事故防止の為に道路を円滑に使える為に設置するものですが、これに加えて住民からの御意見を反映して行うものです。

この当時もそういった声があったからだと思われます。

今回委員から一方通行道路を一つでも東行きに出来ないかという話ですが、おそらく東行きにした際に車の流入が増えることが懸念されます。

町内会としてリスクは承知し利便性を考慮してというのであれば、町内会で意見をまとめて持ってきていただければ、検討させていただきます。

二点目の信号機の無い交差点の件ですが、信号機の設置自体は交通の

議 事 概 要

安全と円滑が一番の目的です。

やみくもに信号機を建てることは出来ません。

一つの交差点に信号機を建てようと思えば、かなりの費用が掛かります。

それから道路の形状、交通事故の発生状況などを総合的に勘案しながら設置しております。

ここの交差点では過去３年間交通事故の発生はゼロです。

また交差点のすぐ北と南に連続して信号機が設置されています。

連続信号を設置するとドライバーが信号機を見誤るケースがあります。

それで重大事故が発生するということもあります。

警察庁から信号と信号の間はだいたい150メートルぐらいはあけるようにという基準が設けられています。

今回の交差点に信号を付けるとすれば、北側の信号機との間の距離間がだいたい50メートルぐらいとなり厳しいかなと思われます。

松屋町筋を横断する際は、御面倒ですが他の信号機のある交差点を渡っていただくというのが一番安全だと思われます。